

WEB会議システムを利用した会議への出席について（案）

三重県公衆衛生審議会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、令和2年度～令和4年度の審議会をWEB会議システムにより開催してきました。

今般、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけは「5類感染症」に移行となりましたが、今後、ICTの技術発展がさらに進むと考えられることや自然災害が発生した場合等をふまえると、WEB会議により開催した場合の出席の取扱いについて、規定しておくことが望ましいと考えられることから、三重県公衆衛生審議会条例第十一条に基づき、審議会の運営に関し必要な事項として改めて下記のとおり整理します。

（参考）三重県公衆衛生審議会条例第十一条

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

記

- 1 三重県公衆衛生審議会条例第七条に規定する会議について、WEB会議システムを利用した審議会への参加に関しても、出席と認めることができる。
- 2 前項の場合において、会長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が即時に他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。
- 3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。非公開で行われる場合は、会長が、審議会の議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。